

2019年11月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 公正証書の利用について
- 契約書作成のポイントについて

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.68



エバー総合法律事務所

公正証書の利用について

1 公正証書という言葉をお聞きになったことはありますか。これは公証役場というところで公証人に作成してもらう書類です。公証役場は公証人が在籍する場所ですが、役場といっても自治体の役所とは異なり、自治体ごとにあるわけではなく、比較的人口の多い地域など、約300カ所に所在します。公証人とは、国の公務である公証事務を担う公務員で、原則として、判事や検事などを長く務めた法律実務の経験豊かな方から公募や選考を経て法務大臣が任命します。

公正証書の役割についてこれまで様々なテーマのもとで触れてきましたが、今回はまとめてみました。

2 効用

公正証書の効用について説明します。

一般的に、①証拠力、②執行力、の点で私文書（公的機関以外が作成した文書とお考えください）とは大きく異なります。まず、①についてですが、公証人が直接経験した事実を文書にするので、公的な文書として信用性が高まります。公正証書ではなければ法的効力がないとされる場合もありますが、そうではなくても私文書より信用性が高いと考えられています。例えば、遺言は自筆でも書けますが（自筆証書遺言と言います）、公正証書にすると自筆の場合より争われにくくなりますし、自筆証書遺言の場合は亡くなったあと検認手続（バックナンバー Vol.61をご覧ください。ホームページに掲載しています。）が必要になりますが、公正証書では不要です。

次に②ですが、これは金銭を支払ってもらう約束をする場合に、強制執行を認諾するという文章を入れると、約束を怠った場合そのまま強制執行ができるというもので、金銭請求についてのみ可能です。裁判を行う必要はなく、簡易に、費用を安く作成できるので、金銭支払約束は公正証書にして強制執行が可能にしておくとい良いでしょう。

以下では具体的な公正証書の種類を掲げます。

3 種類

(1) 金銭の支払を約束する場合

この場合は、証拠力も重要ですが、執行力を確保するために用いられることが多いといえます。

① 金銭消費貸借契約公正証書

お金を貸す場合に作成します。既に借りている債務を確認する債務承認弁済契約や、もともと借りたお金ではないものを借りた債務のように弁済義務を課す契約（準消費貸借契約と言います）などについても同様です。

② 離婚給付契約公正証書

これは、離婚の際に慰謝料、財産分与、養育費など離婚に伴う金銭の遣り取りについて履行を確保するために作成するものです。もちろん、金銭以外の面会交流など他の約束を盛り込むことも可能です。

(2) 法律で公正証書を作成することが効力要件とされている場合

事業用定期借地権設定契約や任意後見契約については公正証書で作成するように法律で定められています。また、令和2年4月1日から施行される改正民法によれば、事業に関する保証契約等については公正証書で作成するように定められました。

(3) 遺言公正証書

既に述べましたが、自筆証書遺言に比べて信用性が高く争われにくく、また検認手続が必要ない点から利用されています。

(4) 事実実験公正証書

ご存知ない方が多いと思いますが、例えば金庫を開ける場合、内容物として何があったかの記録を残すために作成するなど、公証人が自ら体験した事実について作成するものです。事実の確認や保全に利用することが可能です。

(5) その他

以上に挙げた例はほんの一例であり、尊厳死宣言公正証書、信託に関する公正証書など、様々なケースで利用されています。

公正証書の作成の際には、公証人という法律家に関わることで、法的な効果を発揮するように整理する作業を行います。また弁護士も適切な公正証書を作成するためにご本人のご意向を公証人に伝え、適切な公正証書が作成されるようご本人と公証人との橋渡しをすることも行います。関心がありましたらご相談ください。



契約書作成のポイントについて

事業や取引について契約書を作成したり、締結する機会が多いと思いますが、契約書の作成についてはどのようにされていますか。書籍やインターネット上にも基本的な契約書の書式が公開されていますのでそれを利用するのも構いませんが、今回は契約書作成にあたってのいくつかの注意点を指摘させていただきたいと思います。

1 何のために作成するのか 明確に意識すること

通常、契約書は、①紛争の予防、②紛争時の責任範囲の明確化、③証拠としての役割などを主な目的として作成します。

例えば、①について、建物の請負契約でいえば、請負契約の内容の特定など、請負の依頼の範囲を明確にし、それによってそもそも契約の内容に入っていたのか、追加工事なのか紛争を予防することができます。

②については賠償義務の範囲や程度を、誰が負うのかを含めて明確にすることができます。③は、紛争時に合意の内容を明らかにする証拠として活用することができます。

2 どちらが作成するのかについて

自分の方で作成するのは慣れないと面倒ではありますし、費用も心配になります。しかし、契約書を作成する側は、契約における重要事項を主導的に作成できるというメリットがあります。つまり自分のリスクを軽減化できるということです。専門家に依頼すれば費用を要する点はやむを得ませんが、紛争時に被るリスクと比べて慎重に考えるべきでしょう。こちら側の懸念事項や要望を相手方に伝えたり、また有利となる条項をさりげなく盛り込める点も大事ですので、作成者をどちらかにすることは重要です。

3 主語、述語、用語の意味や 言葉の関係を明確にすること

契約書を拝見すると、明確とはいえない業界用語を用いたり、言葉の意味が曖昧であったり、内容が不明確なままで合意していることがあります。これは第三者、特

に裁判になった場合の裁判官から見て、解釈が一義的ではないと混乱の原因になります。通常、弁護士が作成する場合には、法律用語以外で特殊な言葉について、定義を置いたり、解釈を明確にすることに気を付けます。

また、そのほかに、主語が明確でなかったり、主語と述語の対応関係が不明確であったり、言葉がどこからどこまでかかるのかが明確でないことがあります。弁護士から、てにをはや句読点の位置を訂正された経験のある方もおられるかと思いますが、言葉同士の関係が非常に重要なためです。

4 業種特有の事情について配慮すること

契約書は、業種特有の事情について熟知している弁護士に作成を依頼することが望ましいといえますが、仮にそうでなくても、面談して特殊事情をよく説明し、そのうえで要望事項を伝え、それらの事情を踏まえて作成してもらうことがより望ましいといえます。

近時の契約では守秘義務条項、反社会的勢力排除条項、知的財産権条項などを盛り込むことは通常であり、それについては定型的な条項で事足りることも多いです。しかし、それ以外の条項については具体的な取引に即して作成された方がよいでしょう。ひな型を使って作成されることがありますが、その取引でリスクを回避するためには、取引に沿った互いの義務履行の内容や範囲の確認、違約の場合の清算方法など、場合によってはその担保も含めて、詳しく作成した方がよいことがあります。すべてを詳しく記載しなくてもポイントについては明確に定めた方がよいでしょう。その点の見極めは弁護士に相談されながら進めるとよいと思います。トラブルになってご持参された契約書などが、肝心の部分が明確ではなく、例えば悪いかもしれませんが売買の契約書を使って建物請負契約をしたようなチグハグな結果になっていることもあり、その契約書のためにかえって紛争が拡大することもあります。

契約内容によっては法律で記載事項が定められている場合もありますので、弁護士による確認を受けられることをお勧めします。

無料相談会
のご案内

2019年11月22日(金)、11月27日(水)、12月2日(月)、12月10日(火)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

| | |
|----------|-------------------------|
| 着手金 | 30万円プラス消費税 |
| 預り金 | 10万円程度 |
| 報酬 | 全額回収できた場合 60万円プラス消費税 |
| 200万円の場合 | 32万円プラス消費税 |

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

| | |
|-----|------------------|
| 着手金 | 30万円から50万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |
| 報酬 | 30万円から50万円プラス消費税 |

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

| | |
|-------|------------------|
| 申立着手金 | 10万円から20万円プラス消費税 |
| 預り金 | 5万円程度 |

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

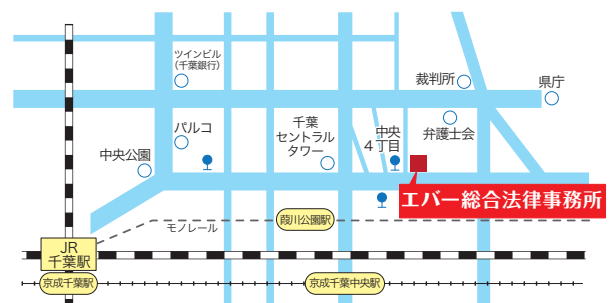
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。